

## 高島市オリーブ産地化推進協議会規約

### (名 称)

第1条 この協議会は、高島市オリーブ産地化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、農業者所得の増大および耕作放棄地の減少を目的に、地域に合ったオリーブの生産振興方向を明らかにしつつ、オリーブの生産を拡大するための戦略を策定するとともに、その戦略のもと関係機関が一体となってオリーブの振興を進めることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) オリーブの産地化のための計画の推進
- (2) オリーブの先進事例等を学ぶための活動
- (3) オリーブの生産加工技術等向上のための情報交換の場の設置
- (4) その他、この事業の目的を達成するために必要な活動

### (構 成 員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高島市オリーブ生産者の会
- (2) マキノ町農業協同組合 営農生活部
- (3) 今津町農業協同組合 経済部
- (4) 西びわこ農業協同組合 営農部
- (5) 滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課
- (6) 高島地域農業センター
- (7) 高島市農林水産部
- (8) 高島市商工会
- (9) びわ湖高島観光協会
- (10) その他協議会が必要と認める者

### (役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、構成員の互選による。
- 3 副会長は、高島市オリーブ生産者の会の会長とする。

### (役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、協議会の業務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 前項に定める2年とは、役員に選任された日から翌年度の総会の開催日までとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 議長は、会長が兼務する。
- 3 会議において、次の事項を協議する。
  - (1) オリーブの生産拡大にかかる取り組みの共有と連携について
  - (2) オリーブの利用にかかる取り組みの共有と連携について
  - (3) その他オリーブ産地化に資する事項について
- 4 構成員は会議の議事について各1個の議決権を有する。
- 5 会議の議事については、出席者の議決権の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第9条 会長が協議会の目的である事項について提案をした場合において、議決権を有した会員の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立初年度は、協議会設立日を事業開始の日とする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を執行するため、高島市農業政策課内に事務局を置く。

(細則)

第12条 協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この規約は、令和3年3月15日から施行する。